

**令和 8 年度新潟県介護人材育成訓練事業
コーディネート業務委託仕様書**

本仕様書は、令和 8 年度新潟県介護人材育成訓練事業のうちコーディネート業務（以下、「本業務」という。）の業務委託について、受託者に対する委託業務内容を示すものである。

1 本事業の概要

(1) 目的

令和 8 年度新潟県介護人材育成訓練事業は、介護分野の公共職業訓練を実施していなかった地域にて、福祉施設を職業訓練受入れ先として公共職業訓練を行うことにより、不足する介護現場の人材育成と雇用の安定を図ることを目的とする。

(2) 本業務の概要

本業務は、上記(1)の目的を達成するため、求人申込みをしている福祉施設（以下、「求人施設」という。）へ本事業の周知、職業訓練（職場実習）の受入先確保、介護職員初任者研修（以下、「介護初任研」という。）を含めた職業訓練（求人セット型訓練）コースの計画策定、求職者に対する事業周知等による受講者募集への協力し、職業訓練の実施につなげるものである。

(3) 本事業の実施地域

- ① 村上・新発田市及びその周辺地域
- ② 柏崎市・刈羽郡刈羽村及びその周辺地域

(4) 本事業の対象者

ア 求職者

以下の要件に満たす者であること。

- ① 公共職業安定所に求職申込みを行っている者。
- ② 公共職業安定所長より受講指示、受講推薦又は支援指示を受けた者。
- ③ 特定の求人施設に、委託訓練を通じた一定の能力習得を前提に、雇用されることを希望する者。

イ 求人施設

公共職業安定所に求人申込みを行っている求人施設であること。

(5) 本業務の内容

- ① 求人施設に対する事業周知及び職業訓練実施（職場実習）の協力依頼
- ② 介護初任研を含む職業訓練コースの計画策定
- ③ 求人施設（職業訓練受入れ先）に対する職業訓練実施に係る助言
- ④ 求職者に対する事業周知及び受講者募集の協力

2 本事業の業務成果目標

- (1) 職業訓練受講者 30 人（1 地域 15 人）
 (2) 訓練受入れ先施設 30 施設（1 地域 15 施設）

※ 1 法人が複数の施設を有している場合は、訓練を実施できる施設の数を計上。

3 本業務の実施内容

業務名	業務内容
求人施設に対する事業周知及び職業訓練実施（職場実習）の協力依頼	<p>① 求人施設への事業周知</p> <p>② 求人施設へ公共職業訓練（職場実習）の受入れ協力依頼</p> <p>③ 公共職業訓練（職場実習）の受入先リスト作成ならびに、担当テクノスクールへの情報提供（受入先リストは任意様式）</p> <p>※ 担当テクノスクールは、職業訓練実施地域を所管するテクノスクールをいう。各地域を所管するテクノスクールは以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 村上・新発田市及びその周辺地域 : 新潟テクノスクール ○ 柏崎市・刈羽郡刈羽村及びその周辺地域 : 上越テクノスクール <p>※ 本事業が対象とする求人施設は、公共職業安定所にて求人登録している福祉施設を要件とするため、求人登録の有無についても確認すること。</p>
介護初任研を含む職業訓練コースの計画策定	<p>① 介護初任研の日程等の情報収集 当該研修課程実施機関（県知事が指定する事業者）へ費用、研修期間等の情報収集を行うこと。</p> <p>② 職業訓練コースの計画策定 上記①の介護初任研を訓練期間へ含めた職業訓練コースの計画について策定し、計画書を作成すること。（計画書は任意様式）</p> <p>※ コースの設定は、各地域で契約締結日以降、各月 1 回程度を目安に設定すること。</p> <p>※ 年度を超える職業訓練コースは設定しないこと。なお、研修についても同様とする。</p> <p>③ 担当テクノスクールへ職業訓練コース計画を情報提供 なお、職業訓練コースの設定にあたっては、別紙 2「業務委託仕様書」を参考にすること。</p>
求人施設（職業訓練受入れ先）に対する職業訓練実施に係る助言	<p>求人施設（職業訓練受入れ先）に対し、職業訓練の実施に係る助言を、以下のとおり行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職業訓練の流れ（座学と職場実習等について） ・職業訓練と介護初任研（通信制）との進め方 ・訓練期間とカリキュラムについて ・就職支援実施業務と訓練実施に伴う業務について

	・受講者の取扱いについて
求職者に対する事業周知及び受講者募集の協力	① 求職者に対する事業周知（リーフレット等の作成）協力 ② 職業訓練受講者の募集協力 ※ 必要に応じて、公共職業安定所（ハローワーク）へ事業広報を行い、広報協力依頼の実施。（雇用保険説明会への参加等）

4 本業務の運営・実施体制

(1) 業務責任者の配置（1名）

本業務を統括するための事業責任者を配置し、主として以下の業務を行う。

業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務全体の運営管理、関係機関及び職場実習受入れ先となる求人施設との連絡調整 ・実施する業務の品質管理 ・各運営スタッフの管理・指導及び支援 ・緊急時の対応その他事業を実施する上で必要と認められる事項
------	--

(2) 運営スタッフの配置（1～2名）

本業務の実施・運営を行うための職員を配置し、主として次の業務を行う。

業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・求人施設への事業周知 ・求人施設へ公共職業訓練（職場実習）の受入れ協力依頼 ・公共職業訓練（職場実習）の受入先リスト作成 ・介護初任研の日程等の情報収集 ・職業訓練コースの計画策定 ・担当テクノスクールへ情報提供 ・職業訓練の実施に伴う助言 ・求職者に対する事業周知 ・職業訓練受講者の募集
------	--

5 本業務に関する定例報告及び業務完了報告書の提出等

(1) 月次報告

目標に対する実績、主な業務の進捗状況・実績（参加者数など）

【提出期限】翌月 10 日まで（休日の場合は翌開庁日）

(2) 中間報告

令和 8 年 10 月末現在の目標に対する実績、業務の実施状況詳細・実績（参加者数等）、効果を上げたポイント、必要により目標達成に向けた課題・改善ポイント等

【提出期限】令和 8 年 11 月 10 日まで

※ (1)、(2)の他、新潟県から要求があったときは随時、実施状況を報告すること。

(3) 業務完了報告書

前述「1 (5) 本事業の業務内容」のすべての業務完了後、業務完了報告書（任意様式）を速やかに提出すること。

【提出期限】令和9年3月31日まで

6 留意事項

- (1) 受託者は、新潟県が行う各種就職支援事業の周知などに協力すること。
- (2) 受託者は、本事業の全部を他の事業者等に委託することはできない。
ただし、一部の業務等を他の事業者等に委託することが効果的と認められる場合は、あらかじめ新潟県に承認を受け再委託することができるものとする。
- (3) 受託者は、本事業に関わる者の管理について、一切の責任を負う。
- (4) 受託者は、本事業において配置したすべての者に関して、新潟県、外部関係者等により当人の適性に疑義が呈された場合、改善に向けて必要な措置を講じること。
- (5) 受託者及び本事業に関わる者は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、本事業終了後も同様とする。
- (6) 本業務を通じて取り扱う個人情報については、新潟県個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年10月25日新潟県条例第32号)に基づき、適正に取り扱うこと。
- (7) 本業務を通じて作成した資料等について、著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう。）は、原則として新潟県に無償で譲渡すること。また、本件業務の完了後においても肖像権及び著作権の関係で問題が生じないよう整理し、使用料等の支払いが必要な場合は、委託料の範囲内で受託者が負担すること。
- (8) 本事業の実施における危機管理体制（緊急連絡網等）について、本事業開始時に新潟県に報告する。
- (9) 受託者は、業務の実施に当たり自己が所有する設備、機械・器具及び備品（以下「機器等」という。）を使用することを原則とするが、別途、機器等の整備が必要となる場合、当該調達方法については、特段の事情がない限り賃貸借契約で対応することとする。なお、機器等管理の必要から帳簿を備え付け、管理上必要な事項を記録すること。
- (10) 本事業の実施に当たっては、受託者が本事業のプロポーザルの際に用いた提案書及びその説明内容に基づき誠実に実施するものとする。
- (11) 本仕様書に定めるもののほか疑義が生じた場合は、新潟県及び受託者双方で協議して決定するものとする。